

平成13年11月23日

「サイバー犯罪に関する条約」の署名について

1. わが国政府は、欧州評議会で策定された「サイバー犯罪に関する条約」(Convention on Cybercrime)に、11月23日(金)、ブダペスト(ハンガリー議会)において署名した。署名者は、有馬龍夫日本国政府代表である。
2. この条約は、サイバー犯罪からの社会の保護を目的とする国際的な法的枠組みを定めるものであり、サイバー犯罪の深化・まん延に効果的かつ迅速に対処するために国際協力を行い、共通の刑事政策を採択することを目指している。具体的には、コンピュータ・システムへの不正なアクセス、不正な傍受等一定の行為を犯罪とすることを締約国に義務づけた上で、これらの一定の犯罪についての裁判権の設定、これらの一定の犯罪及びコンピュータ・システムという手段によって行われる他の犯罪についての犯罪人引渡し並びに捜査、訴追及び司法手続における法律上の援助等について規定している。
3. わが国は、従来から、IT(情報通信技術)戦略を推進し、情報セキュリティ対策への取組体制を整備するとともに、欧州評議会のオブザーバーとして、この条約の策定作業にも積極的に参加してきた。わが国がこの条約に署名することにより、国際的に協力してサイバー犯罪に立ち向かうという強い意思を示すことは、極めて有意義である。
4. この条約は、11月8日の欧州評議会閣僚委員会会合で正式採択され、23日に開催された署名式典で各国に開放された。同署名式では、欧州評議会加盟国を中心としつつも、オブザーバーとして条約策定に参加してきた米国等も署名を行った。なお、この条約は今後5カ国(そのうち少なくとも3カ国は欧州評議会加盟国)が締結に至った段階で発効するとされている。

欧州評議会「サイバー犯罪に関する条約」(仮称)
(概要)

定義規定

- 定義(第1条)

刑事実体法

(不正アクセス、不正な傍受、コンピュータ・データの妨害、コンピュータ・システムの妨害、コンピュータに関連する偽造、コンピュータに関連する詐欺等について規定。)

- 不正アクセス(第2条)
- 不正な傍受(第3条)
- データの妨害(第4条)
- システムの妨害(第5条)
- 装置の濫用(第6条)
- コンピュータに関連する偽造(第7条)
- コンピュータに関連する詐欺(第8条)
- 児童ポルノに関連する犯罪(第9条)
- 著作権及び関連する権利の侵害に関連する犯罪(第10条)
- 未遂及びほう助又は教唆(第11条)
- 法人の責任(第12条)

刑事手続法 (コンピュータ・データの保全、提出、捜索・押収等について規定。)

- 手続規定の適用範囲(第14条)
- 条件及び保障条項(第15条)
- 蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全(第16条)
- 通信記録の迅速な保全及び部分開示(第17条)
- 提出命令(第18条)
- 蔵置されたコンピュータ・データの捜索及び押収(第19条)
- 通信記録のリアルタイム収集(第20条)
- 通信内容の傍受(第21条)
- 裁判権(第22条)

国際協力 (国際協力の部分では、捜査共助や犯罪人引渡し等について規定。)

- 国際協力に関する一般原則(第23条)
- 犯罪人引渡し(第24条)
- 相互援助に関する一般原則(第25条)
- 自発的な情報提供(第26条)
- 適用可能な国際協定が存在しない場合の相互援助の要請に関する手続(第27条)
- 秘密性及び使用制限(第28条)
- 蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全(第29条)
- 保全された通信記録の迅速な開示(第30条)
- 蔵置されたコンピュータ・データへのアクセスに関する相互援助(第31条)
- 同意に基づく又は公的に利用可能な蔵置されたコンピュータ・データへの国境を越えるアクセス(第32条)
- 通信記録のリアルタイム収集に関する相互援助(第33条)
- 通信内容の傍受に関する相互援助(第34条)
- 24/7ネットワーク(第35条)

最終規定 (条約発効要件等について規定。)

- 署名及び効力発生(第36条)
- 条約への加入(第37条)
- 宣言(第40条)
- 連邦条項(第41条)
- 留保(第42条)
- 改正(第44条)
- 締約国間の協議(第46条)
- 廃棄(第47条)